

「タイルカーペット」事件

【事件の概要】

被告販売に係るタイルカーペットが原告の保有する意匠権に類似すると判示した事案

【事件の表示、出典】

大阪地裁平成 24 年 3 月 15 日判決（平成 22 年（ワ）第 805 号事件）
知的財産権判例集 HP

【参照条文】

意匠法 24 条 2 項

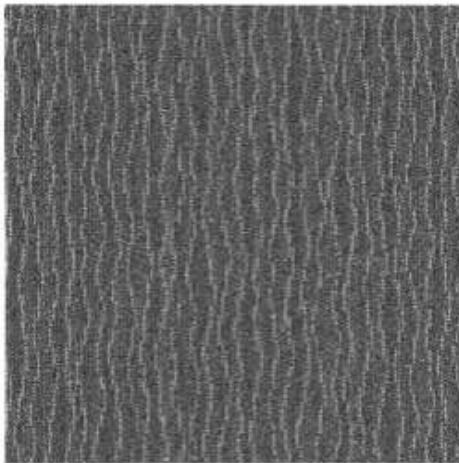
【キーワード】

意匠の類似、寄与率

1. 事実関係

原告は、被告が販売するタイルカーペットが原告の意匠権を侵害するとして、その販売等の差止めを求めるとともに、被告が販売した本件意匠に類似するタイルカーペット（ホテルの客室部分）の他、非類似のタイルカーペット（ホテルの廊下部分）を対象とした損害賠償を求めた。

【本件意匠】



【被告意匠】



2. 争点

意匠の類似、無効、損害

3. 裁判所の判断

(1) 本件意匠の構成、及び、意匠類似の判断基準 (41頁)

(1) 意匠に係る物品

本件意匠と被告意匠とは、意匠に係る物品が同一（タイルカーペット）である（争いが無い）。

(2) 本件意匠の構成

本件意匠の構成は次のとおりである。

ア 基本的構成態様

- (ア) 平面視正形状の薄板状体である。
- (イ) 表面側には模様が表されている。
- (ウ) 裏面側は格子状の滑り止めが施されている。

イ 具体的構成態様

- (ア) 暗調子の地の上に、明調子の、不規則に緩やかに蛇行する細線状の縦条模様が、表面側全体に多数配された、略縦縞模様を基調としている。
- (イ) 縦縞模様を構成する縦条模様の本数は、全体として29本前後であって、略縦縞模様が、全体にほぼ均質な態様で、密な状態に配置されている。
- (ウ) 各縦条模様は、略直線状の短い縦線が、小幅な振れ幅で左右に位置を変えつつ、縦方向に断続的に連なって構成されているため、巨視的には1条の連続する細線が緩やかに蛇行し、略小波状模様をなしている。
- (エ) 短い縦線は、太さや長さは一様ではなく、一部、破線状となっているため、始点と終点が明瞭でない箇所がある。

ウ 要部

登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うものである（意匠法24条2項）。

したがって、その判断にあたっては、意匠に係る物品の性質、用途、使用態様、さらには公知意匠にない新規な創作部分の存否等を参酌して、需要者の注意を惹き付ける部分を要部として把握した上で、両意匠が要部において構成態様を共通にするか否かを中心に観察し、全体として美感を共通にするか否かを判断すべきである。

(2) 本件意匠の要部 (44頁)

(ウ) 要部

前記(ア)からすれば、タイルカーペットについて、需要者は、他の商品と区別される1枚1枚の全体的なデザインのほか、複数枚を組み合わせる床面に敷き詰められた際に受ける印象も重視するといえる。

そして、前記(イ)からすれば、タイルカーペットを含む敷物・織物の分野において、① 平面視正形状の薄板状体であって、表面側に模様が表されている基本的な構成のほか、② 暗調子の地の上に、明調子の、不規則に緩やかに蛇行する細線状の縦条模様が、表面側全体に多数配された、略縦縞模様を基調とする構成、③ 略縦縞模様が、全体にほぼ均質な態様で、密に配置されている構成、④ 略直線状のものを含む短い縦線が、小幅な振れ幅で左右に位置を変えつつ、縦方向に断続的に連なっている構成といった具体的な構成は、本件意匠の出願時において公知であったと認められる。

もともと、本件意匠の具体的構成態様(ウ)は、その一部である上記④の構成が公知であったとしても、このような構成によって、略直線状の短い縦線が、連なって、巨視的に1条の連続する略小波状模様を描くという構成において、乙86意匠のみならず、その他の公知意匠においても認められない態様ということができる。加えて、この具体的構成態様(ウ)のうち略直線状の短い縦線の連なり具合(縦線の長さによって構成される小波の波形との関係)によって、本件意匠は、需要者に対し、単に1条の連続した蛇行線を描いた場合には生じない、複雑で繊細な印象を与えており、特に他の意匠との差別化が図られているといえる。

また、本件意匠の具体的構成態様(イ)は、縦条模様が全体として29本前後であるという本数や、縦条模様の絶対的な間隔(距離)自体よりも、縦条模様の蛇行の形状(小波の波形)と、縦条模様の相対的な間隔(その結果、略縦縞模様のデザインが決定される。)によって、上記のような複雑で繊細な印象を生じているといえる。そして、前記(イ)bのとおり、本件意匠の出願日前において、上記縦条模様の蛇行の形状と縦条模様の間隔の関係(密度)が知られていたわけではなく、需要者は、意匠の印象を左右する「密な状態」の程度にも着目するといえるから、密な状態に配置されている点もまた要部といえる。なお、具体的構成態様(エ)については、前記(ア)のようなタイルカーペットの使用態様からして、需要者は、個々の短い縦線の細かな態様そのものよりも、そこから生じる本件意匠の複雑で繊細な印象にこそ着目するといえるから、具体的構成態様(エ)自体を要部と捉えるのは相当でない。

また、基本的構成態様(ウ)についても、前記(ア)のようなタイルカーペットの使

用態様からして、需要者は、裏面の形状については着目しないといえるから、要部とはいえない。

これらのことからすれば、本件意匠において、需要者の注意を惹き付ける要部は、タイルカーペットの表面全体に、不規則に緩やかに蛇行する細線状の縦条模様が、ほぼ均質な態様で、密な状態に配置された略縦縞模様において、略直線状の短い縦線が、小幅な振れ幅で左右に位置を変えつつ、縦方向に断続的に連なって縦条模様を構成しているため、巨視的には1条の連続する細線が緩やかに蛇行し、略小波状模様をなしている点であると認められる。

そして、本件意匠の要部に係る上記認定は、本件意匠登録に係る審査手続の過程における原告の主張（乙4、乙7の1）と矛盾するとは認められない。

（下線付加）

（3）本件意匠と被告意匠との類否（51頁）

（ウ） 類否判断

以上のとおり、被告意匠と本件意匠は、タイルカーペットの表面全体に、不規則に緩やかに蛇行する細線状の縦条模様が、ほぼ均質な態様で、密な状態に配置された略縦縞模様において、略直線状の短い縦線が、小幅な振れ幅で左右に位置を変えつつ、縦方向に断続的に連なって縦条模様を構成しているため、巨視的には1条の連続する細線が略小波状模様をなしているという、本件意匠の要部において共通する。

そして、前記(イ)で述べたとおり、「密な状態」の程度に係る差異や、短い縦線の形態に係る差異は、タイルカーペットの現実の使用場面において、美感に差異を生じさせるものではなく、結局、需要者が両意匠の差異点から受ける印象は、両意匠の共通点から受ける印象を凌駕するものではないといえる。

したがって、本件意匠と被告意匠は、全体として需要者の視覚を通じて起こさせる美感を共通にしているといえることができ、類似するといえる。

（下線付加）

本件意匠と被告意匠との相違点（48頁）、及び、その評価（49頁～）

イ 差異点

本件意匠と被告意匠は、次の差異点を有する。

（ア） 縦条模様の間隔（具体的構成態様(イ)に係る差異点）

縦条模様の本数は、本件意匠においては29本前後であるのに対し、被告意匠に

においては20本前後であり、そのため、被告意匠の略縦縞模様は、本件意匠ほど密な状態には配置されていない。

(イ) 短い縦線の態様（具体的構成態様(エ)に係る差異点）

縦条模様を構成する短い縦線が、被告意匠は、本件意匠に比して、太くて長く、1本1本の形状が明瞭である。

・・・

(イ) 差異点について

a 差異点(ア)について

略縦縞模様が密な状態に配置されていることは、本件意匠の要部であるところ、被告意匠は、本件意匠に比して、略縦縞模様が密な状態に配置されていないのであるから、これは要部に係る差異点といえる。

もっとも、上記差異は相対的なものであり、これが類否判断に影響を与えるか否かは、結局は、需要者が受ける印象によって決まるものである。そうしたところ、被告意匠と、本件意匠の一部を150%に拡大したものとを比較すると、差異点(ア)だけでなく、差異点(イ)の一部（被告意匠は、本件意匠に比べ、短い縦線が太くて長い点）についても消失し、前記(ア)の要部に係る共通点のみが強調され、短い縦線から構成される縦条模様と、その縦条模様によって構成される縦縞模様（前記(ア)の要部に係る共通点）は、ほぼ同一であると認められる（甲48）。そのため、被告商品と本件実施品とは、複数枚を組み合わせで敷いた状態を観察すれば、対比観察（甲8）においても、離隔的観察（甲49）においても、ほぼ同一の印象を生じるといえる。

（下線付加）

(4) 寄与率

ホテル客室部分（侵害品）（70頁）

本件ホテルにおいて、本件実施品は1㎡当たり●●●●●円（1枚当たり●●●●●●●円）で販売される予定であったところ、被告商品は、その●●●●●である、1㎡当たり●●●●●円（1枚当たり●●●●●円）で販売されている（乙104）。そして、競合他社が、原告販売商品に類似する商品を低廉に販売する場合、原告としても通常見積価格を大幅に下回る価格提示を余儀なくされることもあるというのであり

（甲73）、仮に、原告が本件ホテル用に本件実施品を販売できたとしても、本件実施品について、上記予定価格を維持できなかった可能性は否定できない。

しかし、前述したとおり（前記ウ）、ホテルにおいては、一般に、床面のデザイン

が重視されると考えられ（甲73）、タイルカーペットのデザインが購入の判断に与える影響は大きい。

しかも、被告は、被告意匠を伴った商品を他の機会に販売した形跡は窺えず、原告が宣伝販売活動（甲10ないし47〔枝番省略〕）に力を入れている本件実施品（商品名：ソコイタリ）に類似する被告商品をあえて選択して提供した可能性もまた否定できない（被告商品を製造したのは●●●●●であるが、被告商品を誰がデザインしたかは不明である。）。

これらのことを考慮すれば、被告商品の採用について本件意匠の寄与するところは、80%であったと認めるのが相当である（なお、本件寮への採用については、本件意匠の寄与を示す事情が明らかでなく、寄与率は、本件ホテルの場合の2分の1である40%と認める。）。

（下線付加）

ホテル廊下部分（非侵害品）

原告は、364商品（乙78）の販売について、本件意匠権の侵害を主張するものではなく、364商品の意匠は、本件意匠と類似するものではない。そして、364商品の販売に関し、被告による本件意匠権の侵害（被告商品の販売）は、その契機となったに過ぎない。

また、本件ホテルにおいて、ソコイタリインスピレーションは、1㎡当たり●●●●●円（1枚当たり●●●●●円）で販売される予定であったところ、364商品は、その●●●●●の価格である、1㎡当たり●●●●●円（1枚当たり●●●●●円）で販売されている。そして、競合他社が、原告販売商品に類似する商品を低廉に販売する場合、原告としても通常見積価格を大幅に下回る価格提示を余儀なくされることもあるというのであり（甲73）、仮に、原告が廊下部分のタイルカーペットの取引を失わなかったとしても、ソコイタリインスピレーションについて、上記予定価格を維持できなかった可能性は否定できない。

これらのことを考慮すれば、364商品の採用について本件意匠の寄与するところは、20%と認めるのが相当である。

（下線付加）

4. 検討

相違点から受ける印象が要部の共通性から受ける印象を凌駕するか否かという観点から類否判断が行われている。

この際、150%に拡大した被告意匠と本件意匠とを比較すれば相違点が消失することから、複数枚を組み合わせて敷いた状態を観察すれば、ほぼ同一の印象を生じるといえるという判断が導かれる理由は不明である。かかる認定は、本件意匠に係る物品はタイルカーペットであるところ、タイルカーペットはそのサイズが一定のものに限られるものではないことを前提としているものとも思われる。

また、損害論では、特定の納入先に対する販売機会の喪失による損害が求められた。

本判決では、ホテル客室用（侵害品）については、被告商品の採用につき本件意匠の寄与率を80%、廊下用（非侵害品）については、同20%と認定された。なお、非侵害品である廊下用タイルカーペットについても損害の対象とされた理由は、客室用と廊下用タイルカーペットは同一業者に発注するという扱いが一般的であることから、被告による意匠権侵害（ホテル客室用タイルカーペット）と廊下用タイルカーペットの取引機会喪失の間には相当因果関係があることによるものである。

廊下用タイルカーペット（非侵害品）の販売によって生じた侵害者の利益について、寄与度20%という大幅な減額により、侵害者のもとにその利益が残ったと評価できる一方、非侵害品の販売についても（一部であるが）損害が填補されたとも評価できる。

どの範囲まで損害の対象に含めるか、また、その損害額をどのように認定するか（寄与度）は、画一的なルールを定めることが困難であり、事案ごとの判断にならざるを得ないが、その一事例を提供したという点において本判決は重要な意義を持つものと思われる。

（弁護士 井上 義隆）